ことを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

3）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。なお、地域維持型ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。

4）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

5）平成22年度以降に元請けとして完成した工事で、下記(a)(b)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常ＪＶにあっては全ての構成員が下記(a)(b)の施工実績を有していることとし、地域維持型ＪＶにあっては代表の構成員が下記(a)(b)の施工実績を有していること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(a)　鉄筋コンクリート構造の橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）30m以上の新設工事の施工実績を有すること。

(b)　鉄筋コンクリート構造の橋台の新設工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）

なお、上記(a)(b)は同一工事であること。

6）共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

7）次に掲げるいずれかを満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できること。なお、設計技術者とは管理技術者をいう。管理技術者は、「予定管理技術者の経歴等」（別記様式４）により提出することとし、地域維持型ＪＶ、経常ＪＶにあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者から配置するものとする。

・技術士（総合技術監理部門―建設）
・技術士（建設部門）
・国土交通省登録技術資格者（施設分野：橋梁―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
・土木学会認定土木技術者（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）（特別上級、上級、１級）
・１級土木施工管理技士
・１級建設機械施工管理技士

8）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を建設工事に配置できること。ただし、技術協力業務の履行期間については、建設工事における主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。なお、2(1)7）の設計技術者と同一の者である必要は無い。

(イ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ)　平成22年度以降に、元請けとして完成した上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、地域維持型ＪＶ、経常ＪＶにあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(ハ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

9）建設工事への配置予定の主任技術者又は監理技術者は、令和８年３月26日以降配置可能な者であること。

10）配置予定の監理技術者は、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

11）一次審査の申請書及び資料の提出期限日から見積合せの時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

12）本技術協力業務の受注者が、建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

13）申請書を提出する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。

14）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

15）本件に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから業務説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５(2)に指定する方法で交付を受けた者であること。

(2)　申請書及び資料の作成及び提出方法　申請書及び資料は、説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10ＭＢを超える場合、又は発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は原則として次の受付期間内に必着で、下記５(1)の担当部局に１部郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）により提出するものとする（電子入札運用基準参照）。なお、電子メールの送信先は下記５(1)に確認し、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

１）一次審査の申請書及び資料の提出

ア）電子入札システムによる受付期間：令和７年７月22日から令和７年７月31日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和７年８月１日９時00分から13時00分まで。

イ）郵送、託送又は電子メールによる受付期間：令和７年７月22日から令和７年７月31日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和７年８月１日９時00分から13時00分まで。

3　段階的選抜方式（二次審査）

(1)　発注者から競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記(6)の期間内に技術提案書を提出した者で、技術提案書の技術評価が最も高い者を優先交渉権者とする。

(2)　技術提案の評価に関する基準　本案件は、令和６年能登半島地震により被災した国道249号珠洲市馬緤町地先の烏川大橋を復旧するものである。

烏川大橋は、令和６年度能登半島地震により、国道249号の烏川大橋において、Ａ１・Ａ２橋台が桁側に移動、両橋台背面アプローチ部の崩壊・損傷、Ｐ１、Ｐ２橋脚基部の剥落、上部工端部のかぶりコンクリート剥落が発生している状況である。

烏川大橋Ａ２橋台側に令和６年度能登半島地震により被災した大谷ループがあり、ループ部の地すべり対策工事と近接するため工事が煩雑化する可能性がある。また、能登半島地震からの復興のため早期の交通開放を求められている。